

消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置の概要

(平成 28 年 8 月 24 日 閣議決定)

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の 10% への引上げ時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行うこととし、次のとおり法制上の措置を講ずる。

消費課税

○ 消費税率（国・地方）の 10% への引上げ時期の変更等

- ・消費税率の 10% への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日に変更。
- ・請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成 31 年 4 月 1 日に変更。

○ 消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置

- ・消費税の軽減税率制度の導入時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更。
- ・税額計算の特例の適用期間の変更。
 - － 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までに変更。
 - － 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までに変更。
 - － 中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例については、措置しない。
- ・適格請求書等保存方式の導入時期を平成 35 年 10 月 1 日に変更。
- ・消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる時期を、平成 30 年度末までに変更。
- ・消費税転嫁対策特別措置法の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。

○ 車体課税の見直しの実施時期の変更

- ・自動車取得税の廃止時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更。
- ・環境性能割の導入時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更。

個人所得課税

○ 住宅取得等に係る措置の適用期限の延長

- ・住宅ローン減税等の適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで延長。

資産課税

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等

- ・住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が 10% である場合の非課税枠の適用開始時期を平成 31 年 4 月 1 日に変更。

- ・ 上記以外の非課税枠の適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで延長。
- ※ あわせて、双方の非課税枠を段階的に縮小させる時期も変更。

地方法人課税

○ 地方法人課税の偏在是正措置の実施時期の変更

- ・ 法人住民税（都道府県民税・市町村民税）法人税割の税率 7.0%（現行：12.9%）への引下げ実施時期を平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からに変更。
- ・ 地方法人税の税率 10.3%（現行：4.4%）への引上げ実施時期を平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からに変更。
- ・ 地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元の時期を平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からに変更。
- ・ 地方法人特別譲与税は、平成 33 年 2 月譲与分をもって廃止。